

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則について

1 趣 旨

防衛庁の省移行に伴い、これまで内閣府令で規定していた公益法人の設立及び監督並びに公益信託の引受けの許可及び監督に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用について、新たに防衛省令を制定するもの。

2 概 要

民間事業者等が、防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（以下「公益法人の設立・監督に関する規則」という。）及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（以下「公益信託の引受けの許可・監督に関する省令」という。）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、原則この規則の定めるところによるものとし、

- ① 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の主務省令で定める保存とは、公益法人の設立・監督に関する規則第 10 条（民法第 51 条の規定に基づくものを含む。以下同じ。）及び公益信託の引受けの許可・監督に関する省令第 14 条の規定に基づく書面の保存とする。
- ② 民間事業者等が、法第 3 条第 1 項の規定に基づき、公益法人の設立・監督に関する規則第 10 条及び公益信託の引受けの許可・監督に関する省令第 14 条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合の保存方法について定める。
- ③ 法第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成は、公益法人の設立・監督に関する規則第 10 条及び公益信託の引受けの許可・監督に関する省令第 14 条の規定に基づく書面の作成とする。
- ④ 民間事業者等が、法第 4 条第 1 項の規定に基づき、公益法人の設立・監督に関する規則第 10 条及び公益信託の引受けの許可・監督に関する省令第 14 条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

3 施行期日

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 1 月 9 日）